

垂井町運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢等の理由による運転技術の低下が招く交通事故の発生を抑止するため、その運転免許証の自主返納を支援する事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であり、かつ、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が受けた全ての種類の免許の取消しを申請し、かつ、当該運転免許証を公安委員会に返納することをいう。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、運転免許証を自主返納した者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 町税を滞納していない者

(事業の内容)

第4条 町長は対象者のうち、次条に規定する届出をする者に対し、支援として垂井町巡回バス定期券1年分の交付を行うものとする。

2 前項の交付を受けられるのは、運転免許証を自主返納した本人のみとし、1回限りとする。

(届出)

第5条 前条第1項の交付を受けようとする者は、垂井町運転免許証自主返納支援事業届出書（別記様式）に、公安委員会が交付する運転免許の取消通知書（以下「取消通知書」という。）の写し及び自主返納の手続をした運転免許証（以下「取消となった運転免許証」という。）の写し等本人確認のできる書類を添付し、町長に提出しなければならない

い。

2 前項の申請は、取消通知書の交付の日から3月以内に行わなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、平成29年4月1日以後に自主返納をしたものから適用する。